

公務災害とは

勤務中に起こった災害が、すべて公務災害になるとは限りません。公務災害としての補償を受けるためには、公務上の災害として認められることが必要です。

公務上の災害になるかは、地方公務員災害補償法施行規則などで定める認定基準の要件を満たしているかどうかで判断します。認定基準で定める要件は、基本的には次の2つです。

公務遂行性

公務に従事し、任命権者の支配管理下にあるときに生じた災害であるか。

公務遂行中の負傷は、それが故意によるものや本人の素因によるものなどを除き、原則として公務上の災害と認められます。

公務起因性

公務と災害との間に相当因果関係があるかどうか。

脳出血、心筋梗塞などの疾病については、その発症が明らかに公務に起因する場合（相当因果関係がある場合）のみ、公務上の災害と認められます。

【公務災害認定基準（概要）】

区 分		認 定 の 基 準	
負 傷	職 務 遂 行 中 等	公 務 上	公 務 外
		職務遂行中	通常・臨時に割り当てられた職務遂行中の災害 (地方公務員法による研修、健康診断を含む)
職務遂行に伴う合理的行為中	生理的必要行為のための往復行為、公務達成のための善意行為などの職務付随行為中の災害		
職務遂行に必要な準備又は後始末の行為中	勤務時間の始めや終わりの点検、整備、整理、更衣などの行為中の災害		
救助行為中	勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為中における災害		
防護行為中	非常災害時において、勤務場所又はその附属施設を防護活動中の災害		
出張又は赴任の期間中	出張用務そのものを遂行中又は合理的な経路と方法による旅行途中の災害		
特別な事情下における出退勤途上	深夜や早朝、休日の出退勤の途上等特別の事情の下にある場合における災害（その他のものは通勤災害の対象）		
レクリエーション参加中	地方公務員法の規定に基づき、任命権者が計画・実施したレクリエーションに参加中の災害		
	設備の欠陥等	勤務場所・附属施設等の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由による災害は、公務上の判断	
	職務遂行に伴う怨恨	職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した災害は公務上の判断	
疾 病	負傷による疾病	公務上の負傷に起因する災害は公務上の判断	
	則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病（職業病）	則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病（職業病）は、特に反証（公務以外の事由によって発病したという証明）のない限り公務上の判断	
	その他	公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな場合は公務上の判断	
	障害又は死亡	公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな場合は公務上の判断	